◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14
○第８号
１　掲載日　令和７年３月５日（号外政府調達第40号）
２　訂正内容
①　17頁中「支出負担行為担当官　関東地方整備局副局長　衛藤　謙介」を「支出負担行為担当官代理　関東地方整備局総務部総括調整官　成澤　　亨」に訂正します。
⑤　21頁中６　Summary「(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity：Etou Kensuke Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism」を「(1)　Official in charge of Deputy disbursement of the procuring entity：Narisawa Toru Chief Coordinator, General Affairs Department Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism」に訂正します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する幾春別川総合開発事業の内　三笠ぽんべつダム排砂設備外機械設備新設工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和７年３月19日
北海道開発局長　坂場　武彦
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
１　工事名　幾春別川総合開発事業の内　三笠ぽんべつダム排砂設備外機械設備新設工事（電子入札及び電子契約対象案件）
２　工事場所　北海道三笠市
３　工事内容　本工事は、三笠ぽんべつダムの排砂設備外の製作・据付を目的として工事を行うものである。
排砂設備「扉体　製作・据付（ステンレス鋼製ローラゲート4.0m×6.2m）Ｎ＝１門」、「戸当り　製作・据付（戸当り高49.0m　純径間4.0m）Ｎ＝１門分」、「開閉装置　製作・据付（電動ワイヤロープウインチ式）Ｎ＝１門分」、「鋼製付属設備　製作・据付Ｎ＝１式」
常用洪水吐「扉体　製作・据付（鋼製スライドゲート1.3m×2.8m）Ｎ＝１門」、「戸当り　製作・据付（戸当り高15.9m　純径間1.3m）Ｎ＝１門分」、「鋼製付属設備　製作・据付Ｎ＝１式」
４　工事区分　機械装置
５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
(1)　受付期間　令和７年３月19日から令和７年４月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和７年４月17日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
(2)　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
６　共同企業体の構成員の数、資格要件等
(1)　構成員の数は、２又は３社とする。
(2)　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
(4)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
(5)　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成21年４月１日から公告開始日までに完成・引渡しが完了した、次の①の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年４月１日から公告開始日までに完成・引渡しが完了した、次の②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
①　設計水深25m以上かつ、１門当たりの扉体面積（純径間×有効高）が13㎡以上の高圧水門扉設備の製作及び据付工事
なお、製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。（施工実績が確認できる資料を添付すること。）
②　ダム用水門設備の製作及び据付工事
なお、製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。（施工実績が確認できる資料を添付すること。）
なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の同種工事の実績として評価対象とする。また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。
ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
現地での据付期間は、令和８年７月１日から令和８年11月15日まで、令和９年９月１日から令和９年12月15日まで、令和10年４月１日から令和10年12月20日までを予定する。
工場製作期間に配置する主任技術者又は監理技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する主任技術者又は監理技術者と同一でなくてもよい。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級建築施工管理技士の資格を有する者
・１級建築士の資格を有する者
・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者